

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(環太平洋パートナーシップ協定に基づく日本国政府とアメリカ合衆国政府との間のアメリカ合衆国における蒸留酒のための充填の基準に関する交換公文)

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。【 】は、環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)の署名に関連して、アメリカ合衆国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 アメリカ合衆国財務省は、蒸留酒のための七百ミリリットル、七百二十ミリリットル、九百ミリリットル及び一・八リットルの充填の基準を設定することを求める日本国の酒類業団体からの請願を受領した場合には、当該充填の基準を追加的に含めるための規則を改正する提案を発出する。提案された規則については、アメリカ合衆国連邦官報において公表し、公衆による意見提出を六十日間求める。日本国政府及び日本国の団体を含む関心を有する全ての者は、公衆による意見提出の期間中に意見を提出することができ

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

る。

2 アメリカ合衆国財務省は、公衆による意見提出の期間が終了した後、全ての公衆による意見を検討し、行政手続法に従って提案についての最終的な措置をとる。

3 提案された規則がアメリカ合衆国連邦官報において公表された後、最終的な措置がとられるまでの間は、この問題に関する書面及び口頭による日本国政府との全ての通信については、行政手続法に従って行う。

【 】は、この書簡及び【 】の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、TPP協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意がアメリカ合衆国及び日本国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十●●年●●月●●日に■■■■で

アメリカ合衆国

【 】

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

日本
国

—

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。【】は、【日付】付けの【】の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(米国側書簡)

【】は、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、【】の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、TPP協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びアメリカ合衆国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十●年●月●日に■■■■で

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

アメリカ合衆国

日本国